相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市永山四条一丁目六〇番地八四、最後の住所旭川市永山八条一丁目二番一七号　被相続人　亡　荻生　智也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

旭川市神楽岡七条五丁目二番五号

相続財産管理人　司法書士　木村　信幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市南方町鴻ノ木一六六番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　及川　正喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目一番地一一一八ビル二階二号室

相続財産管理人　及川　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市万町三九六番地、最後の住所栃木県栃木市尻内町一〇二番地　被相続人　亡　菊池　幸良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

栃木県小山市城東一丁目二番二八号二階

亀岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀岡　康一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井五丁目一九番、最後の住所横浜市青葉区奈良二丁目三六番地五　被相続人　亡　堀口　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビル九階

相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港南区港南三丁目三四番、最後の住所横浜市港南区野庭町三九七番地三　コスモ上永谷三一二号　被相続人　亡　白浜　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

横浜市中区相生町一丁目一五番地　第二東商ビル七階　横浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉本　朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区木崎二一二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久住　久芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

事務所新潟県新発田市中央町三丁目二番二三号セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　吉村　一洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市上室賀二一六七番地、最後の住所長野県上田市室賀二七六番地三　被相続人　亡　清水　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

事務所長野県上田市中央五丁目四番二〇号

相続財産管理人司法書士　金子　良夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市大渕一一六八一番地二、最後の住所静岡県掛川市大渕一一六八一番地の三　被相続人　亡　深草　幹生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

静岡県掛川市中央一丁目二二―一オオハシビル四階北

相続財産管理人　弁護士　長谷川隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市黒髪六丁目一三番、最後の住所堺市中区東山九三二番地三　被相続人　亡　青木　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区乙木二丁目八三八番地三六、最後の住所兵庫県神崎郡福崎町西治六〇番地二　被相続人　亡　隅岡　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

兵庫県姫路市栗山町一二六番地イノウエビル七階　相続財産管理人　岡崎　晃

第21期決算公告

平成24年5月25日

札幌市豊平区旭町３丁目１番７号

北海道東リ・ソーイング株式会社

代表取締役　長岡　重憲

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,381
	固定資産	2,510
	合計	26,891
負債及び純資産の部	流動負債	3,488
	固定負債	0
	株主資本	23,403
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,403
	その他利益剰余金	3,403
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	26,891

第13期決算公告

平成24年５月24日

茨城県つくば市西大橋599番地１

株式会社ワンダーネット

代表取締役　小林　宏行

貸借対照表の要旨（平成24年２月29日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	838,519
	固定資産	67,334
	合計	905,853
負債及び純資産の部	流動負債	603,659
	株主資本	302,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	292,194
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	291,194
	（うち当期純利益）	(48,533)
	合計	905,853

第２期決算公告

平成24年５月25日

愛知県名古屋市中区栄一丁目23番20号

一般財団法人 新日本法規財団

代表理事　服部　昭三

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,710
	固定資産	570,000
	合計	588,710
負債及び正味財産の部	流動負債	1,710
	固定負債	—
	負債合計	1,710
	指定正味財産	570,000
	一般正味財産	17,000
	正味財産合計	587,000
	合計	588,710